

消費生活相談員が知っておきたい裁判手続

第2回

民事訴訟（通常訴訟）



裁判所で扱われる民事訴訟事件

裁判所で扱われる民事訴訟事件は、本連載第1回の「裁判所の役割」で述べたように、金銭の貸主の借主に対する貸金返還請求や交通事故の当事者間における損害賠償請求などの一般私人間の私的紛争について、裁判所において紛争を解決するための基準を決めることを目的とした手続です。例えば、「借主は貸主に対し100万円を支払え」とか、「借主は貸主に対し建物を明け渡せ」というような、判決を下すことで当事者の合意の有無にかかわりなく強制的に決める手続です。

●民事訴訟事件の管轄

民事訴訟事件を提起する場合、どの裁判所に提起するかということが問題になります。

まず、これについては、140万円以下の訴えについては簡易裁判所が担当し、140万円を超える訴えについては地方裁判所が担当することになっています（裁判所法24条1号・33条1項1号）。

また、その簡易裁判所又は地方裁判所のうちのどの地の裁判所に訴えを提起するかについては、原則として、訴えの相手方となる被告の住所地を管轄する裁判所に訴えを提起することになります（民事訴訟法〔以下、民訴法〕4条）。これは、自分の意図しないところで訴訟につき合わされる被告のことを考慮したものです。ただ、財産権上の訴えについては、義務履行地の裁判所に訴えを提起することができるとされ（民訴法5条1号）、金銭の支払義務を負う者が支払うべき場所については、債権者の現在の住所が義務

園部 厚 Sonobe Atsushi

東京簡易裁判所民事第9室 簡易裁判所判事

履行地とされ（民法484条）、原告が金銭の支払を求める訴えの提起の場合、原告の住所の裁判所にも訴えを提起することができるとされています。こうなると、被告の住所地の裁判所が管轄裁判所となることの趣旨が無意味になるとも考えられます。

●民事訴訟手続の開始

民事訴訟手続は、訴えを提起する者が、裁判所に対し、訴状を提出することによって開始されます（民訴法134条1項）。なお、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和4年法律第48号〔令和4年5月25日公布〕）により、書面等によって申立てをするものとされているものについて、電子情報処理組織（インターネット）を使用して、書面等に記載すべき事項を裁判所の使用するサーバーのファイルに記録する方法によって行うことができる（民訴法132条の10第1項）とされます。公布日から起算して4年を超えない範囲の日に施行されることになっており、同改正法施行日以降は、インターネットを使用して、訴えを提起することができるようになります。

訴状には、（1）当事者（原告及び被告）及び法定代理人、（2）請求の趣旨及び原因を記載しなければならない（民訴法134条2項）とされています。（1）については、申立人である原告及びその請求の相手方である被告の表示、（2）については、①原告が被告に対してする請求の趣旨（例えば、「被告は、原告に対し、100万円を支払え」）、②その請求の原因となる事実を記載しなければなりません。

また、訴え提起に際しては、訴訟の目的の価額



消費生活相談員が知っておきたい裁判手続

に応じた手数料を納めなければなりません(民事訴訟費用等に関する法律3条1項別表第1・1項)。

これらの記載事項及び手数料の納付を確認し、不備については補正が命じられ(民訴法137条1項)、問題がなくなれば、それ以上の実質的な中身については判断することなく、訴状を被告に送達し、期日の呼出しをすることになります。

●訴え提起の効果

実体法上、時効という制度があり、例えば、貸したお金が返されない場合、貸主が権利を行使できることを知った時から5年経つと、時効により権利が消滅します(民法166条1項1号。債務者による時効の援用は必要となる[民法145条])。

しかし、時効は、裁判上の請求があると完成が猶予されます(民法147条1項1号)。裁判上の請求による時効完成猶予の効果は、訴状提出時に生じます。この訴え提起による時効の完成猶予効は、訴えの却下又は取下げから6カ月は維持され(民法147条1項柱書1号)、却下・取下げがなければ、認容判決確定まで維持し、その時に時効更新効が生じ、当該認容判決確定時から新たに時効期間が進行することになります(民法147条2項)。

●民事訴訟事件の進行

(1)民事訴訟における職権進行主義

裁判手続の進行は裁判所が行います(職権進行主義)。原告から提出された訴状が、形式的記載事項が満たされた適法なものであれば、裁判所で、期日を指定し、被告に対して訴状とともに期日呼出状を送達し、被告を呼び出すこととなります。

(2)民事訴訟における弁論主義

そして、双方当事人が事実についての主張をし、それについての証拠を提出して、進行していくこととなりますが、その主張及び証拠の提出は当事者の責任となります(弁論主義)。具体的

には、原告の請求を基礎づける事実の提出については原告の責任であり、それを否定する事実の提出は被告の責任ということになります。

貸金返還請求事件の場合、貸主である原告は、被告に対し金を貸し、その弁済期が過ぎていることを主張立証することになります。被告が、原告からお金を借りてその弁済期が過ぎているという事実を認めるのであれば、それについて原告は立証する必要はなく、それを前提に裁判所が判断をすることになります。それに対し、被告は、貸金返還請求権を否定する事実、例えば、その貸金を返済しているということであれば、それを主張立証しないと、原告の請求は認められ、被告は原告に対し、貸金を返せという判決が出てしまうこととなります。

(3)民事訴訟における処分権主義

原告が申立てをした民事訴訟事件は、申立人である原告とその相手方である被告との間での合意である和解「訴訟上の和解」や、原告による請求の放棄(原告が請求権のないことを認めること)、被告による請求の認諾(被告が原告の請求を認めること)、原告による訴えの取下げ(原告が請求を取り下げ、申立てがなかった状態にすること)などにより、事件を終了させることができます。このように、民事訴訟事件の解決終了が当事者に委ねられる処分権主義がとられたのは、民事訴訟事件の対象が、一般私人間で自由に処分できることからです。

●民事訴訟事件の終了

民事訴訟事件は、訴訟上の和解等によって終了することがなければ、最終的には、判決によって終了することになります。

原告被告間で争いがあれば、それについて、お互いに主張立証を尽くし、それを前提に、裁判所が原告の請求を認容する、あるいは棄却する判決をすることになります。

この判決は、民事訴訟事件の被告が、期日の呼出しを受けながら出頭せず、何らの対応を取らなかった場合にも、出されることとなります。



消費生活相談員が知っておきたい裁判手続

民事訴訟事件の被告となった者が、裁判所から適式な呼出しを受けながら、裁判所に何の書類も提出せず、その口頭弁論期日に欠席したときは、原則として、原告の請求を基礎づける事実として訴状に記載されていた事実(貸金請求であれば、被告が原告からお金を借りて、その弁済期が過ぎているという事実)を、被告が認めたものとみなされます(民訴法159条3項)。原告の請求を基礎づける事実が全部訴状に記載されている場合、第1回口頭弁論期日でその事件に関する弁論を終結して、原告の請求を認容する判決をすることができるのです。

●判決後の手続

民事訴訟事件において、その事件における結論である判決がなされると、当該判決書は当事者である原告及び被告に送達されることになります(民訴法255条)。その判決が送達されてから2週間以内に、不服申立てである控訴の申立てができます(民訴法285条)。その期間内に控訴の申立てをしないと、その判決は確定し、特別の理由がない限りその判決を取り消すことができないという「既判力」が生じます。そして、その判決が、貸金を支払えという給付の判決であれば、その判決に基づいて、被告の不動産、動産、債権(給料等)を差押えすることができ、そこから強制的に判決の内容である貸金の支払いを受けることができるのです。これを「執行力」といいます。

通常の民事訴訟事件の場合、最初に受けた裁判所の判決(第一審判決)について不服がある場合、控訴の申立てをすることができます。それに基づく判決(控訴審判決)についても不服がある場合は、上告の申立てができ、それに基づく裁判所の判決(上告審判決)が出れば、この事件の判決は確定することになります。

ただ、このような判決も、再審事由があれば、その判決の効力を否定することができます。再

審事由については、民訴法338条に定められています。

例えば、7歳9カ月の被告の子が訴状と第1回口頭弁論期日呼出状を受け取り、それが被告に交付されずに、有効な訴状送達及び期日の呼出しがなされないまま判決がなされ、不服申立てである控訴期間が経過した場合は、再審事由の「代理人が訴訟行為をするのに必要な授權を欠いていたこと」(民訴法338条1項3号)に当たります。(その後、その判決正本が同居の妻に交付され、有効に送達されましたが、その場合でも、)現実に被告がその判決の存在を知ることができなかった場合は、確定した判決に対する不服申立てである再審の訴えができない場合として規定されている「再審事由を知りながら主張しなかったとき」(民訴法338条1項但し書)には当たらないため、結局、被告は、民訴法338条1項3号の再審事由に基づいて再審の訴えを起すことができるとした判例^{*1}があります。

また、訴訟を提起する原告が請求をする相手方である被告の住所も勤め先も分からない場合、裁判所の掲示板に掲示して、被告に対する送達に代える公示送達の方法で訴状送達や期日呼出しなどを行い、事件の審理をし、その判決の送達も公示送達によって行い、判決を得ることもできます。

例えば、原告が被告の住所を知っており、その住所に被告が住民登録をしており、原告が被告のその住居を訪ね、訴訟で請求したことについて任意履行の折衝をしておきながら、被告の住所が分からないとして、公示送達の申立て(民訴法110条・111条)をし、それにより、被告の知らないうちに原告の主張どおりの判決がなされた事例で、判決までの送達をすべて公示送達によって行った場合は、(再審事由には当たりませんが、)上訴の追完(民訴法97条)ができるとした判例^{*2}があります。

*1 最高裁判所平成4年9月10日判決『民集』第46巻6号553ページ

*2 最高裁判所昭和42年2月24日判決『民集』第21巻1号209ページ